

令和 8 年

第 6 回農業委員会総会議事録

令和 8 年 6 月 8 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（22人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
4 番	土佐 好廣	5 番	木下 栄作
6 番	川腰 康子	7 番	山本 康雄
8 番	田邊 秀男	9 番	樋上 豊
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（3人）

3 番	林 康弘	10 番	島倉 忠悦
11 番	長谷 吉宗		

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 山本 和永
主 査 矢野 貴之

副 主 幹 清水 知昭
主 事 堀 圭吾

射水市農林水産課

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和8年第6回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「7番 山本委員」「12番 長谷川委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第１号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号8番について、長谷川 委員から説明をお願いします。

長谷川委員

議案第2号の申請番号8番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、〇〇市内の賃貸にて妻及び子どもと生活しています。子どもの誕生に伴い、現在の賃貸では手狭なことから、住宅を取得する計画に至りました。

申請人の実家は、〇〇地内で土木工事業を営んでおり、申請人は令和8年4月より家業に従事しています。また、妻は育児休暇終了後、仕事に復帰する予定です。そのため、子育てにおいて両親の協力が不可欠であること、申請人の業務の利便性、地域との繋がりを考慮し、会社及び実家付近で居住することが望ましいと考え、申請地で住宅を建築することが最適であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で周辺農地に土砂等が流出しない旨や雨水排水についても隣接地に被害が及ばないことを誓約しており、地元関係者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号9番について、表 委員から説明をお願いします。

表委員

議案第2号の申請番号9番について説明します。

申請者である譲受人は、射水市〇〇地区で昭和52年より建設業を営んでおり、土木工事の業務を中心に請け負っております。

近年、機械設備や従業員体制の充実を図るなど、事業規模を拡大しており、建設機械、資材、車両を増加しました。そのため、本社敷地及び既存の資材置場では手狭となり、建設機械の移動に危険が伴うなど、業務に支障をきたすようになったことから、敷地を拡張する計画に至りました。

今回の申請地は、本社から約40メートルの距離に位置し、建設機械の維

持管理や従業員の移動が容易であり、事業の効率性も高いことから、適地であると判断しました。

整備において、周囲に擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、周辺農地に被害が及ばさない計画としています。あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第２号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第３号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に、日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和8年第6回総会を閉会します。

閉会時刻 午後 2 時 4 0 分

令和８年第７回 農業委員会総会その他協議・報告事項

１ 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和８年７月６日（月）午後２時から
- ・会 場 射水市役所大島分庁舎３階大会議室

２ 配布物

- ・２０２６年度農業委員会業務必携
- ・とやま農年だより
- ・のぼり旗

議 長

署名委員

署名委員